平成27年2月定例県議会(本会議)における答弁要旨

(質問日:平成27年2月19日)

質問者 民主党 竹内 圭司 議員

質問要旨	<u>~~~~</u> 答 弁 要 旨	答弁者
7. 無資格者によるあん摩・マッ		
サージ・指圧等について		
(1) 無資格者によるあん摩・マ	1 あん摩・マッサージ・指圧等の医業類似行為	副知事
ッサージ・指圧等の医業類似	を業として行うには、国家資格が必要であるこ	諸橋 省明
行為について、県はどのよう	とや、無資格者がこれらを行うと、健康被害を	
に対応しているのか。	起こすおそれがあることから、県では、県民に	
	対して、有資格者による施術を受けるよう、ホ	
	ームページ等により広報に努めております。	
	2 また、無資格者が業として、これらの行為を	
	行っているとの情報があった場合においては、	
	保健所が事実確認を行うなど、必要な対応を行	
	っています。	
	3 なお、個々の施術内容が、あん摩・マッサー	
	ジ・指圧等の医業類似行為に該当するかどうか	
	については、その具体的基準が必ずしも明確で	
	ないことから、国に対しては、関係法令を見直	
	し、医業類似行為の範囲を明確化することを、	
	要望しているところです。	
(2) 県民が施術所の法的資格の	1 県では、県民の方が資格の有無や保健所への	副知事
有無を容易に見分けるため	届出内容を認知できるよう、開設者に対して、	諸橋 省明
に、県はどのようなことをし	免許証や開設届の写し等を施術所に掲示する	
ているのか。	よう要請しています。	
(武切)		
議員の皆様もよく利用されてい		
ると思いますが、たまたま皆様は		
有無を容易に見分けるために、県はどのようなことをしているのか。 (要望) 無資格者によるあん摩・マッサージ・指圧についてでございます。この問題は、自民党の石毛議員も千葉県鍼灸マッサージ師会の皆様とともに取り組んでいただいております。 議員の皆様もよく利用されてい	要望しているところです。 1 県では、県民の方が資格の有無や保健所への届出内容を認知できるよう、開設者に対して、 免許証や開設届の写し等を施術所に掲示する	,

健康被害にあっていらっしゃいません。実際には無資格のマッサージによる健康被害が増えております。国民生活センターには、被害相談が多数寄せられています。リラク、カイロ、整体、足つぼ、こういった類はすべて無資格でございます。何の保証もございません。

あん摩マッサージ指圧の施術所 を開業するには、国家資格を取得 することが義務付けられていま す。

無資格で法的資格制度がない 施術は、保健所が監督・指導でき なく立ち入る権限もなく、事故が 起こっても被害者が自ら被害届 を警察に出し相談する他ない状 況です。訴えるにしても実際は診 断書等が必要となり煩雑かつ複 雑になり、ほとんど泣き寝入り状 態だと聞きます。あまりにも理不 尽です。

先ほどのご答弁で無資格者が業として医業類似行為を行っているとの情報があった場合、保健所が事実確認を行うとありました。これは大変重要なご答弁です。無資格者が業として医業類似行為を行い、何か健康被害があった場合、保健所は確認をしていただけるわけです。

実際、県内のマッサージ等の医業類似行為をする店舗、およそ有資格者施術所の約6倍の二万店があると言われています。また、無資格マッサージや整体の技術講習やセミナーが、県下の市町村で管理している施設、公民館や市民館等々で行われている。このように県民の身近なところで、健康に直

接関係する無資格のセミナーや店	
があるということを県は県民にも	
っと啓発せねばなりません。	
また、国に対し、医業類似行為	
の明確化を要望していただいてい	
るとのことでありますが、是非、	
健康は県民の願いでありますの	
で、県として改めて文書でご要望	
していただきますようお願いいた	
します。	